

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の公布に伴う浜岡原子力発電所の設置変更許可の申請について

2016年8月16日

当社は、本日、浜岡原子力発電所1号機から5号機の「使用済燃料の処分の方法」の一部変更について、原子炉設置変更許可申請を原子力規制委員会へおこないましたのでお知らせします。

これは、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」が公布され、今後、再処理等事業を着実かつ効率的に実施するための認可法人（使用済燃料再処理機構）が設立されることなどから、原子炉設置変更許可申請書の「使用済燃料の処分の方法」に係る記載内容を変更するものです。

なお、本変更に伴う設備の設計変更や改造工事等はありません。

以上

【参考】

○原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の概要

・認可法人制度の創設

新たに認可法人（使用済燃料再処理機構）を設立し、使用済燃料の再処理等を着実かつ効率的に実施するための体制を整備

・拠出金制度の創設

使用済燃料の再処理等に必要な資金を使用済燃料再処理機構に拠出することを、電力会社に対して義務付けることで、事業に必要な資金を安定的に確保

